

令和5年第5回那須烏山市議会12月定例会（第5日）

令和5年12月6日（水）

開議 午前10時00分

閉会 午前10時39分

◎出席議員（15名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
14番	中山五男	15番	高田悦男
16番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	小原沢一幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	石嶋賢一

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

黒 尾 明 美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

村 上 和 史

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

日程 第 1 議案第 9号 条例の制定について※ 委員長報告～質疑～討論～採決

日程 第 2 請願書等審査結果の報告について（議長提出）

○追加議事日程（第1号）

追加日程第 1 追加議案第2号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について  
（市長提出）

追加日程第 2 追加議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）  
について（市長提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（渋井由放） おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

12月は栃木県民牛乳消費拡大月間でございますので、議長と市長がこの消費拡大のはっぴを着て議会を開会しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

ただいま出席している議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 議案第9号 条例の制定について

○議長（渋井由放） 日程第1 議案第9号 条例の制定についてを議題といたします。

本件は、去る11月28日の本会議において、所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の経過と結果について、経済建設常任委員会委員長矢板清枝議員の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長矢板清枝議員。

[経済建設常任委員会委員長 矢板清枝 登壇]

○経済建設常任委員会委員長（矢板清枝） それでは、条例審査の結果報告をいたします。

令和5年11月28日の本会議において、当経済建設常任委員会に付託された議案第9号那須烏山市災害危険区域の指定に関する条例の制定についての審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

12月1日に議員控室において、委員全員出席のもと、都市建設課の説明を受け、慎重に審査を行いました。

本条例案は、那珂川沿いの下境地区及び宮原地区において計画している防災集団移転促進事業に関して、那珂川の出水による災害危険区域の指定及びその区域における建築物の建築の制限に関し、建築基準法第39条の規定に基づき、必要な事項を規定するものであります。

委員会で審査し、採決を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

条例の制定及び災害危険区域の指定にあたっては、住民へ丁寧な説明をし、十分な理解を得られたうえで事業を進めるよう努められたい。

以上をもって、条例審査の結果報告といたします。

○議長（渋井由放） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第9号 那須烏山市災害危険区域の指定に関する条例の制定について、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第9号については、報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## ◎日程第2 請願書等審査結果の報告について

○議長（渋井由放） 日程第2 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

常任委員会の審査の経過と結果について、総務企画常任委員会委員長滝口貴史議員の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長滝口貴史議員。

〔総務企画常任委員会委員長 滝口貴史 登壇〕

○総務企画常任委員会委員長（滝口貴史） それでは、本委員会に付託され、継続審査としておりました陳情書第2号 那須烏山市議会議員の議員報酬額の見直しについての審査の経過とその結果について御報告を申し上げます。

12月4日に委員全員出席のもと、第1委員会室におきまして、陳情者から陳情の趣旨説明を受け、慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨については十分理解できるが、議員報酬につい

ては、市長の諮問機関である那須烏山市特別職報酬等審議会で審議すべきものであり、議員自らが議員報酬の増減に対して審議すべきでないとの意見が多数あり、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものとしたしました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（渋井由放） 次に、経済建設常任委員会委員長矢板清枝議員の報告を求めます。  
経済建設常任委員会委員長矢板清枝議員。

〔経済建設常任委員会委員長 矢板清枝 登壇〕

○経済建設常任委員会委員長（矢板清枝） それでは、請願書等審査の結果の報告を申し上げます。

去る11月28日の本会議において当経済建設常任委員会に付託された請願書第3号 野上穴切沢周辺の整備についての審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

請願書第3号 野上穴切沢周辺の整備についてにつきましては、12月4日に委員4名出席のもと、野上地内の現地に赴き、請願者及び市所管課の説明を受けながら調査をいたしました。

これを踏まえ、その後、慎重に審査を行った結果、現地は危険な状況にあり、地域住民の安全確保のためにも沢の法面整備は必要であると認められ、請願の趣旨は納得できるものであるとの意見により、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（渋井由放） 以上で、常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより常任委員会委員長報告の審査結果について、討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第2 請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会委員長から審査結果報告のあった陳情書第2号 那須烏山市議会議員の議員報酬額の見直しについて、報告のとおり不採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、陳情書第2号については、総務企画常任委員会委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第2 請願書等審査結果の報告についてのうち、経済建設常任委員会委員長から審査結果報告のあった請願書第3号 野上穴切沢周辺の整備について、報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、請願書第3号については、経済建設常任委員会委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。これより日程を追加し、議事を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これより日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

日程等を配付いたしますので、少々お待ちください。

追加議事日程を事務局長に朗読させます。

○事務局長（菊地唯一） 追加議事日程（第1号）、令和5年第5回那須烏山市議会12月定例会（第5日）、追加日程第1 追加議案第2号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）、追加日程第2 追加議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について（市長提出）、以上でございます。

○議長（渋井由放） それでは、議事に入ります。

---

◎追加日程第1 追加議案第2号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 追加日程第1 追加議案第2号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 追加議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、全国市区町村が条例の改正に当たって基本とする準則に関して、厚生労働省から、条文の訂正を行う旨の通知を受け、本議会開会前に取下げを行った議案第13号につきまして、11月28日に厚生労働省から「条文の内容の精査をしたところ、準則の修正はしない」との通知があったことから、再度、追加議案として上程するものであります。

主な内容は、地方税法の一部が改正され、被保険者が出産する予定の場合または出産した場合における国民健康保険税の軽減措置が新設されることに伴い、市国民健康保険税条例についても、これに応じた軽減措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、市民課長から説明をさせます。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、私のほうから詳細説明をいたします。

市長の提案理由にもございましたが、地方税法の一部改正に伴いまして、本市国民健康保険税条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

主な内容につきましては、出産する被保険者の国民健康保険税のうち、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額につきまして、産前産後4か月分、双子、三つ子など多胎妊娠の場合には6か月分を軽減するため、第21条の第3項及び第22条の3を追加するものでございます。

新旧対照表のほうを御覧いただきたいと思っております。第21条の第3項、こちらの第1号、第2号につきましては、基礎課税額のそれぞれ所得割、それから均等割の減額について明記したものでございます。続いて、第3号、第4号につきましては、後期高齢者支援金等課税額のそれぞれ所得割額、均等割額の減額、第5号、第6号につきましては、介護納付金課税額のそれぞれ所得割額、均等割額の減額を規定してございます。

第22条の3につきましては、市長宛てに提出する届出書に関して規定するものでございます。

附則につきましてですが、施行期日を地方税法の施行日と合わせまして、令和6年1月1日としており、出産日が令和5年11月以降の被保険者に対し適用することとなります。

以上、説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 11月28日付で厚生労働省の準則が出たけれども、その中に、前の議案第13号の部分について修正はないということで、今回改めて追加議案として出されたわけですが、先ほどの説明の中で、いわゆる国民健康保険税のうち、出産被保険者の産前産後の期間に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額するということなんですけど、通常の場合が4か月、リスクの高いのは6か月減額というふうに聞こえたんですが、具体的にはどういうすみ分けをするんでしょうか。そこだけ確認しておきたいと思います。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 4か月につきましては、通常の1人の出産の場合です。6か月の場合は、双子、三つ子など多胎妊娠の場合には6か月ということで、4か月の場合は出産予定月の前月及び後ろ二月、6か月の場合には出産予定月の前3か月、後ろ2か月になります。

以上です。

○議長（渋井由放） 平塚議員、よろしいですか。

○16番（平塚英教） 分かりました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 議案書については、この11月28日に一度提出しましたが、これと全く一字一句変わらないと、それでよろしいんですね。

1点だけお伺いをいたします。今、平塚議員からも質問がありましたが、減免の期間を4か月、その状況によって6か月となったわけですね。この4か月とか6か月、なぜこれだけの短期間だけを減免するのか、その期間についての決定をした理由についてお伺いします。私は少なくとも1年ぐらい必要なんじゃないかと思うんですが、なぜこの短期間の4か月とか6か月にしたのか、その理由です。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） こちらの月数につきましては、地方税法のほうで定められておりまして、そちらに沿って定めたものでございます。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） それでは全く答弁になっていません。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） こちらは、国で定められた4か月、6か月というところでございまして、こちらにつきましては、社会保険のほうも同様に定めておりますので、御理解のほういただきたいと思います。

○議長（渋井由放） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

質疑がないので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加議案第2号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、追加議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎追加日程第2 追加議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（渋井由放） 追加日程第2 追加議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 追加議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、一般会計予算の歳入、歳出を、それぞれ2億1,535万7,000円増額し、補正後の予算総額を129億1,283万3,000円とするものであります。

今回は、物価高騰に伴う低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯に対し、できるだけ早期に7万円の給付金を支給するために、必要な予算を編成したものであります。

また、インフルエンザの流行等により、こども医療助成費に不足が生じるおそれがあること

から、必要な予算を編成したものであります。

財源として、国庫支出金は、非課税世帯への給付金に対する補助金を計上し、県支出金は、こども医療助成費に対する補助金を計上するものであります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 補正予算でございますが、物価高騰に伴う低所得者世帯への給付金事業費ということで、先ほど、議員全員協議会でも担当課のほうから説明がありましたが、取りあえず、前にも既に3万円の支給がされていて、今回7万円になったんですが、残りの4万円を支給する場合には、それに準じてプッシュ型の支給というふうに聞こえたんですが、申請手続を経なくても支給されるということで、さらに新規あるいは異動等で本市に来られた方についての場合には申請手続が必要で、30日ぐらい、その手続にはかかるというんだけれども、それについても、なるべく手間をかけないようにして支給したいという話でございました。

前にも、該当が3,000世帯ですか、それについては、その3万円支給はどんな状況だったか。そして、今回の7万円支給については、それを踏まえて速やかに支給するというところでございますが、概ねいつ頃までにそれを完了したいということで進めたいと考えているのか、説明をお願いいたします。

さらに、こども医療費助成でございますが、今回、新型コロナがかなり収束はしておりますが、2類から5類に下がったということで、その治療費は国のほうの負担ということではなくて、市町村並びに本人というふうになっておりますので、今回、それプラス、インフルエンザがかなりここへ来て流行しているという対策も踏まえて進めるということでございますが、今現在、もう一度、新型コロナの感染状況あるいは対策と、インフルエンザの今の流行、発生状況がどんなふうになっているのかも含めて、助成内容をもう一度説明いただければと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問に答弁申し上げます。

まず、議員御質問の中で、3万円を既に支給している、今回7万円の差額の4万円ということで御理解していただいているんですが、今回は7万円支給です。合わせて10万円の支給ということになります。そちらのほう、訂正をさせていただきたいと思っております。

支給の手法につきましては、議員御理解のとおり、既に3万円を受けている方については、非課税が継続されているかどうかを確認した上で、プッシュ型で支給する形になります。新規の方等については、申請していただいて、審査の上、支給という形でやらせていただきます。

実績でございますが、3万円の支給の実績、対象世帯が2,733世帯ございました。申請された方が2,498世帯ございまして、申請率が91.4%となっております。

支給の時期でございますが、今回、3段階での支給ということで想定しております。まず最初に、生活保護の方を優先して支給で考えていまして、そちらの方が遅くとも1月下旬までには支給できると思います。プッシュ型の方については、3月中旬ぐらいになってしまうかと。申請型給付の方に関しましては、申請から30日程度で支給できる方向で進めたいと考えております。

システム改修、こちらのほうが1月下旬の予定なものですから、そちらをなるべく早くやっていただけるようお願いしたいと思っておりますので、なるべく早急に支給したいと考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、平塚議員の質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルスの感染状況ということでございますが、収束には向かっているとは思いますが、まだ継続的な発生は見られるところでございます。

また、インフルエンザですけれども、夏場からインフルエンザの流行があったということで、通常、インフルエンザは大体12月から1月、2月頃に、はやるんですけれども、今年度に関しましては、夏場からインフルエンザの流行がありまして、9月に入って急激に患者数が増加していると。栃木県でも、インフルエンザのさらなる感染を予測して、5年ぶりにインフルエンザ警報を発令しているということでございます。

このようなことから、予算に不足が生じるおそれがあるということで、今回、補正予算を追加で上程させていただいたところです。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。ほかにございますか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 先ほどの岡課長の答弁の中で、今年3月に3万円ずつ支給した。それはまず、支給率が約91%とかという、随分支給されなかった世帯が多かったことにびっくりしているわけなんです。やはり支給該当者には確実に受給されるよう、担当課としては指導といいますか、事務連絡をしなければならぬと思っているんですが、この辺のところは何も

やらなかったのか。それとも、やっても、自民党のこういった物価高対策、この制度には反対だから俺はもらわないなんていうようなことで、この申請をしなかったのか、この辺の実情について伺います。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問でございますが、周知につきましては、その都度、LINE、InfoCanal、お知らせ版等で何回もしてございます。実際、91%、本人の方が申請してこなかったのが大多数でございまして、中には、今回、生活、何とかあったから要らないよと申し出た方も中にはいらっしゃいました。制度に反対だからという方は、連絡は来ておりません。そんなところでございます。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 3万円要らない、また多分、今度も7万円支給なんだが、これはなかなか徹底するのが難しいんじゃないかと思います。こういった公的なお金の受給というのは、非常に受給者にとっては、ちょっと複雑に感じているのかもしれないんですよね。それと、なかなか趣旨が徹底しない。そのために、約9%、10%近い住民がこれを受給されなかったのではないかと思います。課長、これは住民のために、もっともっと真剣にやってもらいたいと思います。

私の例を申し上げますが、私は税務課に長く勤めていました。その際、年末になりますと、源泉徴収票というのが税務課に全部集まってきますね。税務課の担当をされた課長はみんな分かっていると思う。それで、私は全部見まして、その中に年末調整をされていなかったのが結構あるんです。その方には、みんな私が直接電話をして、あなたの勤めていた会社から源泉徴収票が届いたんだが、年末調整がされていません。だから、ぜひこれは、今になっては税務署のほうに申請をすれば、多分戻ってくるかもしれませんが、ぜひそのような手続をしてくださいと、私、全部そうしました。徹底しました。このぐらい、私は職員の皆さんは住民のことを思って、もうちょっと温情を加えてもらいたい。ぜひお願いします。

以上です。

○議長（渋井由放） 答弁はよろしいですか。

○14番（中山五男） 結構です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） ちょっと単純なことなんですけれども、こども医療助成費、来年の3月まで不足ということで計上されましたが、1,889万6,000円、その前に当初予算で1億6,300万円ぐらい取っているんですけれども、今後の4か月、この1,800万円云々

の計算の根拠というのがあると思うんです。端数の1,889万6,000円まで出ているわけですから、どのような根拠でこの数字が出てきたのか、それだけ教えてください。よろしくお願ひします。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） この1,889万6,000円ですけれども、4月診療分から11月診療分までの月平均の増加額を加味したことと、それと、今後、2月診療分までのインフルエンザ等の増加による増加分を加味しまして、きちんと精査して6,000円まで計算して上程させていただいた、計算させていただいたということです。

以上です。

○議長（渋井由放） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） そういうことなんでしょうけれども、6,000円まで出したということは相当精査したんだろうと思いますが、これで間違いなく、本年度については大丈夫であると理解してよろしいですね。どうですか。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 現段階では、この金額で今年度は支払いができると思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今の非課税世帯の7万円の件で、本日、私どものほうで、テレビ等のメディアの状況を見まして、その状況がさらに住民税均等割課税の方までも拡充しようという報道等がされております。もし、そういったことが正式に決まれば、もし令和5年度中であれば、専決ということをしざるを得ないのかなとは思っておりますので、御了解をいただければと思っております。その辺、皆様方も御注視いただければと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 今、報告がございました。御了解いただけますね。

〔「はい」の声あり〕

○議長（渋井由放） よろしくお願ひします。

質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。追加議案第1号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、追加議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（渋井由放） 以上で、11月28日から本日まで9日間にわたりました本定例会の日程は全部終了いたしました。各位の御協力、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第5回那須烏山市議会12月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

[午前10時39分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和6年2月20日

議 長 渋 井 由 放

副 議 長 青 木 敏 久

署 名 議 員 興 野 一 美

署 名 議 員 矢 板 清 枝